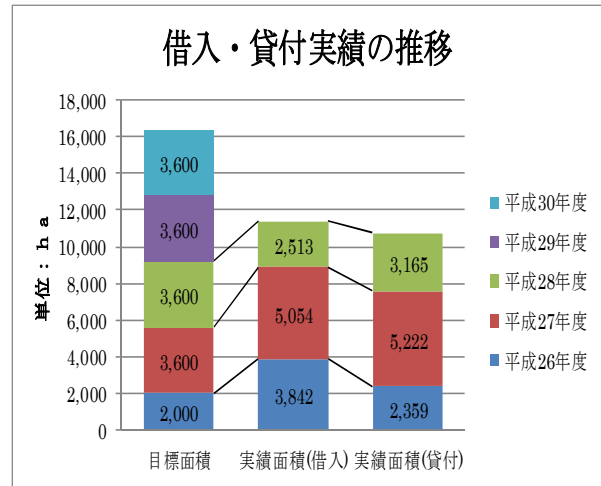


平成 29 年度農地中間管理事業の活動方針について

公益社団法人岩手県農業公社

岩手県農業公社は、農地中間管理機構として県の基本方針に掲げる担い手への農地集積面積の目標を達成するため、平成 26 年度は 2,000ha、平成 27 年度から 30 年度までは毎年 3,600ha を借入及び貸付目標面積に設定し、農地中間管理事業を推進してきている。

平成 26 年度及び平成 27 年度は、目標面積を上回る実績を残すことができたが、平成 28 年度は、機構集積協力金の交付単価が変更になったことや、平場から中山間地域に集積の場所が移行したこと等から、借入実績 2,513ha、貸付実績 3,165ha となり目標を達成できなかった。(3 年間の Total では、目標面積を上回っている。)



【公社の目標と実績】

	貸借目標	借入実績	率	貸付実績	率	備考
平成 26 年度	2,000ha	3,842ha	192%	2,359ha	118%	
平成 27 年度	3,600ha	5,054ha	140%	5,222ha	145%	
平成 28 年度	3,600ha	2,513ha	70%	3,165ha	88%	
計	9,200ha	11,409ha	124%	10,746ha	117%	
平成 29 年度	3,600ha					

平成 29 年度においては、これまでの実績等を踏まえ、強力に事業の推進を図ることとする。

1 平成 29 年度の取組目標

農業公社の借入、貸付面積 3,600ha

2 平成29年度の活動方針（重点事項等）

平成29年1月に締結した農用地の集積・集約化の推進に関する連携協定等に基づき、関係機関、団体と連携を強化し、以下の事項を重点的に取り組む。

(1) 理解醸成活動の徹底

ア 出し手・受け手等への周知徹底

従来からの市町村等広報誌や新聞広告、公社ホームページを活用した事業の普及啓発に加え、パンフレットをより効果的なものに改訂するほか、新たな先行事例をホームページで公表する等、事例の横展開を図る。

イ 理事長等による市町村への協力要請等

(ア) 理事長による市町村長への協力要請

市町村長等と直接面談し、農地中間管理事業への協力を要請する。

(イ) 常務、農地コーディネーター及び県担当者等による全市町村巡回

農地コーディネーターを引き続き17名配置し、全市町村の担当課長及び農業委員会事務局長に対し、積極的な事業展開を要請する。

併せて、個別の課題解決に関する意見交換を行い、その内容は、公社ホームページに掲載する。

(ウ) 事業推進会議の開催

県、市町村、農業委員会、J A、土地改良区等の関係機関を対象とした事業推進会議を年3回開催し、情報の共有と併せ事業推進に向けた方策等を協議する。

(2) 地域の話合いへの参加

県等と連携し、各地域で開催される地域農業マスタープラン等の話合いや説明会、研修会等に参加し、出し手、受け手双方のメリットの周知、手続き等の理解醸成、貸借に関する相談等に対応する。

(3) 登録農地の拡大

事業推進会議等において、借入基準に適合しない農地については、登録農地として情報を整理し、提供することとし、情報提供を呼びかける等により、現在の100ha程度から1,000ha程度に拡大する。

(4) 農業委員会との連携

農地利用最適化推進委員設置市町村を訪問し、連携方法を確認しながら、出し手・受け手の調整、現地確認による農地の利用調整を実施する。

(参考：農業委員会における新体制への移行状況)

平成 28 年度移行済	平成 29 年度移行	平成 30 年度移行
北上市 (30)、久慈市 (15)、釜石市 (5)、二戸市 (23)、西和賀町 (17)、山田町 (5)、軽米町 (6) (計 101 人) 【7 市町】	盛岡市、滝沢市、岩手町、紫波町、金ヶ崎町、平泉町、住田町、岩泉町、普代村、九戸村、大船渡市、田野畑村、野田村、一戸町、遠野市 【15 市町村、改選順】	矢巾町、雫石町、宮古市、大槌町、陸前高田市、奥州市、花巻市、洋野町、葛巻町、八幡平市、一関市 【11 市町、改選順】

(5) 農地整備事業実施地区での取組

関係土地改良区と連携し、一関市山口地区などの農地整備事業実施地区において、担い手への農地集積・集約化に取り組む。

(6) 中山間地域での取組

ア 中山間地域は、立地条件等から農地調整が難しいことや、農地の受け手となる担い手の不足等の課題があることから、各広域振興局で設置している中山間応援隊と連携し、事業の推進に取り組む。

イ 利用条件の整備、高収益作物の導入等に関する事業と連携して、農用地の利用集積を推進する。

(7) 果樹地域での取組

産地協議会の構成員となり、関係団体、機関等と連携し、果樹地域の農用地の利用集積を推進する。

3 その他

農地の一層の集積・集約に当たっては、次の事項が必要であることから、引き続き県等に協議・要望しながら、事業の推進に努める。

- (1) 制度の安定的な運営
- (2) 条件不利地域における受け手支援
- (3) 農業経営の法人化
- (4) 市町村等が所有する公共牧場の取扱い
- (5) 相続登記未了地対策
- (6) 土地改良賦課金未納地対策